

キャッシュレス・ポイント還元事業 (キャッシュレス・消費者還元事業) 中小・小規模店舗向け説明資料

キャッシュレス・ポイント還元事業（キャッシュレス・消費者還元事業）の概要

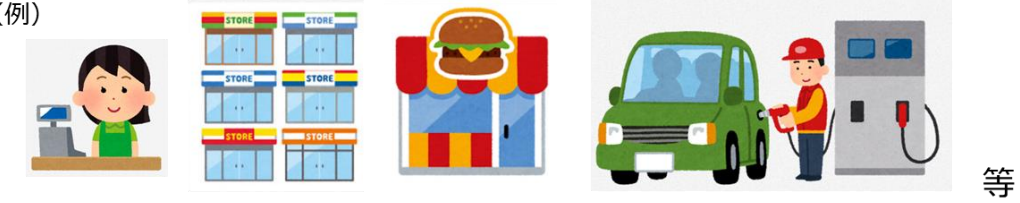
- 消費税率引上げ後の消費喚起とキャッシュレス推進の観点から、**10月1日**からオリンピック・パラリンピック直前の**2020年6月末までの9か月間**実施される**中小・小規模事業者向け**の支援制度です。
- 対象となる中小・小規模店舗は、キャッシュレス化するに当たり、①**決済手数料補助**（※）、②**端末補助**など支援が受けられます。また、③キャッシュレスで支払った**消費者へのポイント還元の原資**も国が負担します。

※ なお、期間後の決済手数料水準を含め、決済事業者の提供プランを一覧化。中小・小規模店舗が、各決済事業者のプランを比較検討できるように。

5%還元となるお店 ～中小・小規模の店舗～



2%還元となるお店 ～フランチャイズチェーン店舗、ガソリンスタンド～



ECサイトも対象



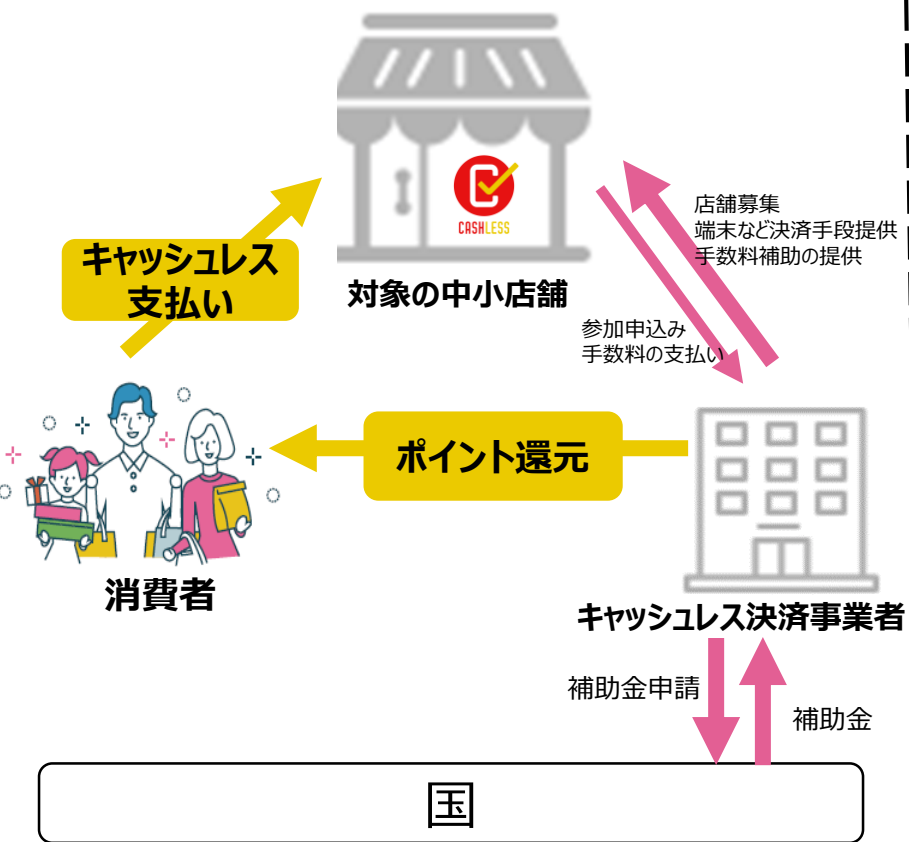
ポイント還元の支援内容

	加盟店手数料	決済端末	ポイント還元
中小・小規模事業者	実質 2.17%以下 (期間後の手数料は開示)	負担ゼロ	5%
フランチャイズチェーン ガソリンスタンドなど	×	×	2%

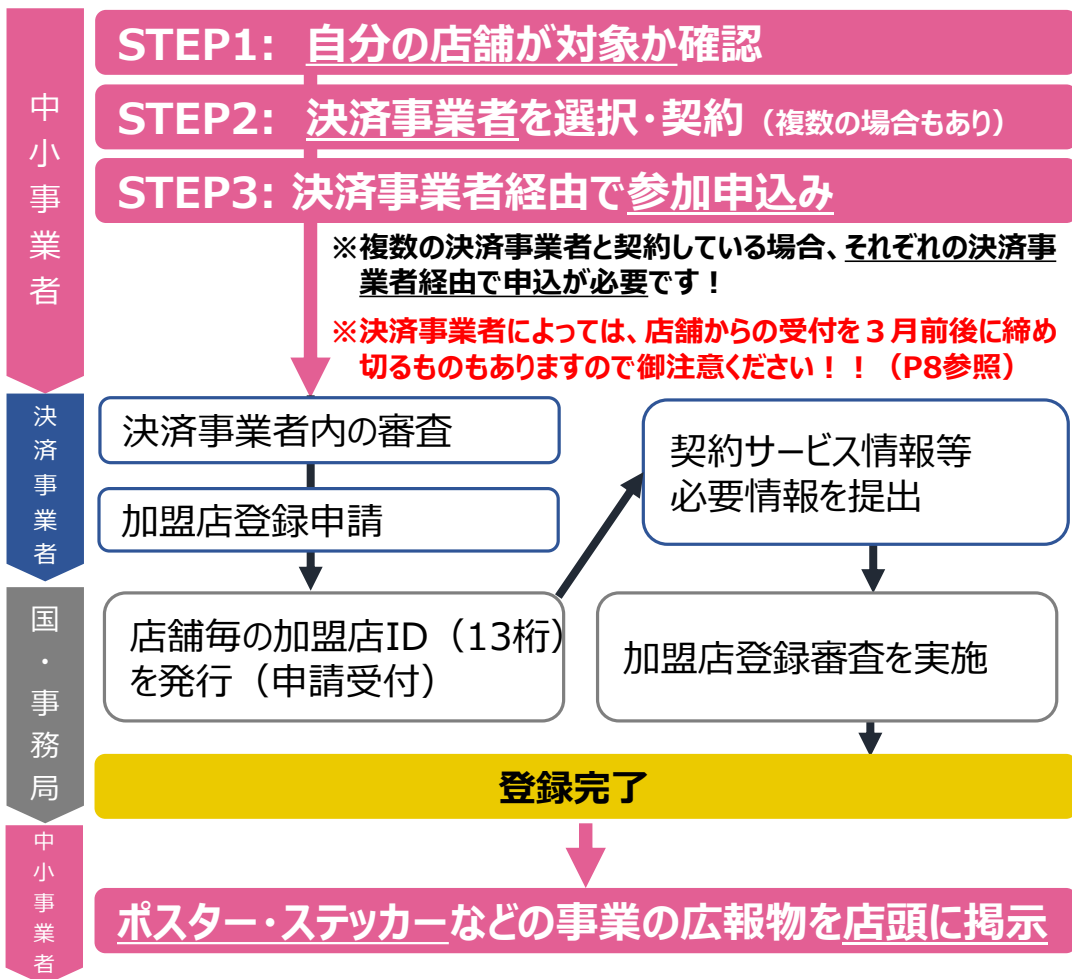
事業参加までの流れ

- 中小店舗の本事業への参加申込みなどの**手続きは、キャッシュレス決済事業者経由**で実施します。
- 中小店舗は、**①本事業の対象となる場合**は、**②選択した決済事業者経由で③参加を申込み**（登録申請）。登録が完了したら**送付されてくるポスターやステッカーなどを店頭に掲示**し準備は完了。

制度の仕組み



事業参加までのステップ



STEP1: 対象になるかを確認

- ・本事業において**対象となる中小・小規模店舗の条件等**は、以下のとおりです。
- ・自らの店舗が対象となるか相談したい場合は、 **0570-000655** (※) までお問い合わせを。

(IP電話等) 042-303-4203



(※) 受付時間：平日10:00-18:00（土日祝を除く）

対象となる中小・小規模事業者の主な条件

会社及び個人事業主の場合

業種分類	資本金の額 又は出資の総額	又 は	常時使用する 従業員の数
製造業 その他	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5000万円以下		50人以下
サービス業	5000万円以下		100人以下

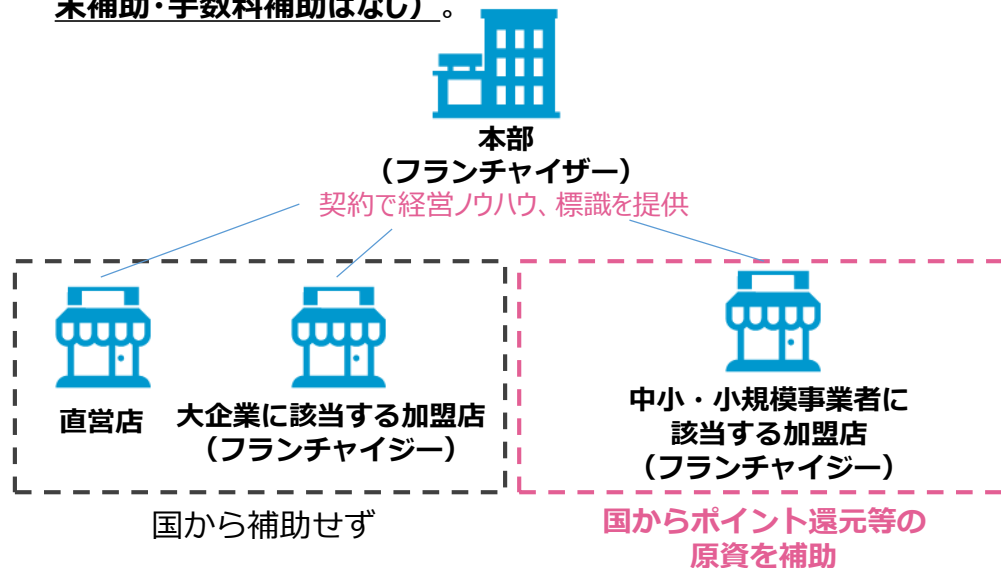
上記を満たしていても、確定している（申告済みの）直近**過去3年分**の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が**15億円を超える中小・小規模事業者**は補助の**対象外**（租税特別措置法で本年4月から同様の措置が適用）。

（注）

- 1）旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下とする。
- 2）資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は本事業の登録の対象外とする。
- 3）事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に、再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合は、申請時点にさかのぼって本事業の登録の対象外とする。
- 4）事業協同組合、商工組合等の中小企業団体、農業協同組合、消費生活協同組合等の各種組合は補助の対象とする。
- 5）一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、特定非営利活動法人は、その主たる業種に記載の中小・小規模事業者と同一の従業員規模以下である場合、補助の対象とする。

フランチャイズチェーン/ガソリンスタンドの考え方

- ・フランチャイズチェーン等については、**中小・小規模事業者に該当する加盟店についてのみ**、国から**ポイント還元等（2%分）の原資を補助（端末補助・手数料補助はなし）**。



補助の対象外となる業種・取引

業種	●国、地方公共団体、公共法人 ●金融商品取引業者、金融機関、信用協同組合、信用保証協会、信託会社、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、仮想通貨交換業者 ●風営法上の風俗営業（※一部例外（注）を除く）等 ●保険医療機関、保険薬局、介護サービス事業者、社会福祉事業、更生保護事業を行う事業者 ●学校、専修学校等 ●暴対法上の暴力団等に関係する事業者 ●宗教法人 ●保税売店 ●法人格のない任意団体 ●その他、本事業の目的・趣旨から適切でないことと経済産業省及び補助金事務局が判断するもの
取引	●有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等（商品券、プリペイドカード等） ●自動車（新車・中古車）の販売 ●新築住宅の販売 ●当せん金付証券（宝くじ）等の公営ギャンブル ●収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い ●給与、賃金、寄付金等 ●その他、本事業の目的・趣旨から適切でないことと経済産業省及び補助金事務局が判断するもの

（注）①旅館業法上の許可を受け旅館業を営む事業者、②食品衛生法上の許可を受け、生活衛生同業組合の組合員であり、料金の明示、明細の交付など会計処理を的確に行うことについて組合の指導を受けた旨の確認を得て飲食店を営む事業者

STEP2: 決済事業者を選ぶ



- 各決済事業者が提供するプラン（手数料、入金タイミング、対応端末など）は、本事業のホームページで検索可能。詳細情報は各決済事業者の問い合わせ窓口へ。
- ホームページでの調べ方・決済事業者の比較などを相談をしたい場合は地域サポート事務局へ。

ホームページで各決済事業者のプランを確認

- 各決済事業者毎の決済手数料（期間中、期間後）や入金のタイミング、対応可能な決済端末などをホームページで確認
- 更に詳細情報が知りたい場合は、ホームページに掲載されている各決済事業者の「問い合わせ窓口」に電話で確認

対応可能な決済端末



JT-C06シリーズ
JT-C06A00000/JT-C06L00000



JT-C16シリーズ
JT-C16U00000



CT-5100シリーズ
CT-5100-A210-IC01 他



AT-2300シリーズ
AT-2300

決済手数料		入金のタイミング	
還元実施期間中 (10月～6月)	～3.25%	回数回	
還元期間終了後 (7月以降)	継続	回数	2回
		振込手数料	弊社にて負担させていただきます
還元実施期間前 ※新規の場合 (4月～9月)	相対交渉にて決定した水準	期間中に追加的に発生する費用	
		決済端末補助の対象外費用 (POS運搬費用、故障修理費用、通信費、ルータ、サーバ、等)：(契約による)	
期間終了後に発生する費用			
端末関連費用 (POS運搬費用、故障修理費用、等)：(契約による)		通信関連費用 (通信費、ルータ、サーバ、等)：(契約による)	
対応可能なブランド/サービス			
クレジットカード VISA・Mastercard			
電子マネー ID・nanaco・WAON・楽天Edy・交通系IC			
QRコード			
その他 J-Debit			

地域毎のサポート事務局に相談

- 「ホームページの見方が分からない」「地域毎の決済事業者情報が知りたい」といった場合は、地域サポート事務局へ相談

ポイント還元事務局 地域サポート事務局名	対象都道府県	電話番号
北海道サポート事務局	北海道	011-252-7887
東北サポート事務局	青森県/秋田県/岩手県/山形県/ 宮城県/福島県	022-796-6460
関東サポート事務局	茨城県/栃木県/群馬県/埼玉県/ 千葉県/東京都/神奈川県/新潟県/ 山梨県/長野県/静岡県	03-3551-2629
中部サポート事務局	愛知県/岐阜県/三重県/富山県/ 石川県	052-963-3917
近畿サポート事務局	福井県/滋賀県/京都府/ 大阪府/兵庫県/奈良県/和歌山県	06-6262-2951
中国サポート事務局	岡山県/広島県/鳥取県/島根県/ 山口県	082-509-2716
四国サポート事務局	香川県/徳島県/愛媛県/高知県	087-873-2101
九州サポート事務局	福岡県/佐賀県/熊本県/長崎県/ 大分県/宮崎県/鹿児島県	092-753-6990
沖縄サポート事務局	沖縄県	098-861-6055

キャッシュレス決済事業者のプランは、以下のURLまたは、二次元バーコードを御参照ください。

<https://cashless.go.jp/franchise/settleme-nt-company-typeB.html>



(参考) 主な決済事業者



- キャッシュレス・ポイント還元事業では、クレジットカード、デビットカード、電子マネー（プリペイド）、QRコードなど、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段が**広く対象**となります。
- 具体的な**対象決済手段**はこちらで確認ください。→ <https://cashless.go.jp/consumer/branches-typeA.html>

<クレジットカード>



イオンフィナンシャル
サービス



NTTドコモ
(dカード)



オリエント
コーポレーション



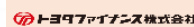
クレディセゾン



ジェーシービー
(JCBグループ)



ジャックス



トヨタ
ファイナンス



三菱UFJニコス



三井住友カード



ユーシーカード



楽天カード

<電子マネー（交通系）>



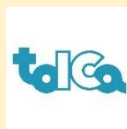
パスモ
(PASMO)



JR東日本
(Suica)

manaca

名古屋鉄道
名古屋市交通局
(manaca)



JR東海
(TOICA)



JR西日本
(ICOCA)



福岡市
(はやかけん)

nimoca

ニモカ
(nimoca)



JR九州
(SUGOCA)



スロット&KANSAI
(PiTaPa)

※（株）名古屋交通開発機構発行のmanaca、TOICA、はやかけんについてはポイント制度無し。

<QRコード>



LINE Pay



PayPay



楽天
ペイメント



NTTドコモ
(d払い)



メルペイ



KDDI
(au PAY)

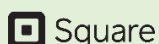


みずほ銀行
(J-Coin Pay)

<決済代行>



コイニー



Square



楽天
ペイメント



リクルート
ライフスタイル
(Airペイ)

<電子マネー（交通系以外）>



セブン・
カードサービス
(nanaco)



イオンリテール
(WAON)



楽天Edy

STEP3: 決済事業者経由で参加を申し込む

- ・ 決済事業者経由で加盟店登録を申請してください。
- ・ なお、複数の決済事業者と契約している場合は、それぞれの決済事業者経由で申請が必要です）。最初に申請した決済事業者経由で発行した加盟店IDを、他の決済事業者にも共有してください（同一の店舗でありながら複数のID発行をした場合、名寄せができず、表示上の支障が生じる可能性があります）
- ・ 加盟店登録申請の際に、決済事業者から、申請情報の第三者提供への同意や開業届・納税証明書等の営業の実態を確認できる書面の提出を求められる場合があります。また、個人事業主の方は、営業の実態を確認できる書面の提出が必ず求められます。

申込時に必要な情報・書類の例

営業実態の確認書として認められる書面の例

開業届

確定申告書※

納税証明書

業種に係る許可証・免許証

※ 税務署の受付印付き、もしくは国税電子申告・納税システム(e-Tax)の申告書類と受信記録（写）が必要

業種に係る許可証・免許証の例

業 種 ・ 業 態	許 可 証 ・ 免 許 証
飲食店等	・ 飲食店営業許可
獣医師	・ 獣医師免許証
ペットショップ	・ 動物取扱業登録証（販売）
ペットホテル	・ 動物取扱業登録証（保管）
美容室・ まつ毛エクステ	・ 美容所の開設確認済証または証明書 ・ 美容師免許
ヘアエクステ	・ 美容所の開設確認済証または証明書
タクシー	・ 一般乗用旅客自動車運送事業許可証
	・ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可等に付した期限の変更等通知書
	・ 一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡授受申請に係わる証明書

業 種 ・ 業 態	許 可 証 ・ 免 許 証
運転代行	・ 運転代行業者認定証番号
古物を扱う店舗	・ 古物商許可
設計・インテリアデザイン	・ 建築士免許
酒屋・リカーショップ	・ 酒類販売業免許
自動車修理工場	・ 運輸局の発行する認証書
不動産	・ 宅地建物取引業者免許証
ガソリンスタンド	・ 揮発油販売業登録許可証
	・ 生産揮発油品質維持計画認定書
宿泊施設	・ 旅館業法に基づく営業許可証
民泊施設	・ 住宅宿泊事業届出書、及び届出が受理されたことが確認できる書類 (届出受理通知メール、等)

加盟店登録が完了したら

- 登録審査完了すると、ポスターやステッカーなどの店頭用広報キットが各店舗に届きます。消費者が視認できる場所に掲示してください。また、本事業のホームページや地図アプリでも店舗情報（店舗名、住所、電話番号、還元率、対象決済手段等）が掲載されるようになります。

※同一の店舗でありながら、複数のIDを発行して登録をした場合、図上で複数の店舗として表示される可能性があります。

※広報ツールは全て有償・無償を問わず、譲渡・転売等は禁止です。

①店頭に広報キットを掲示



※店舗によっては、背景色が水色のものもあり

②地図上で対象店舗として表示

ウェブ上の地図機能



地図アプリ



<ステッカー>



還元率（5%か2%）

<ポスター>



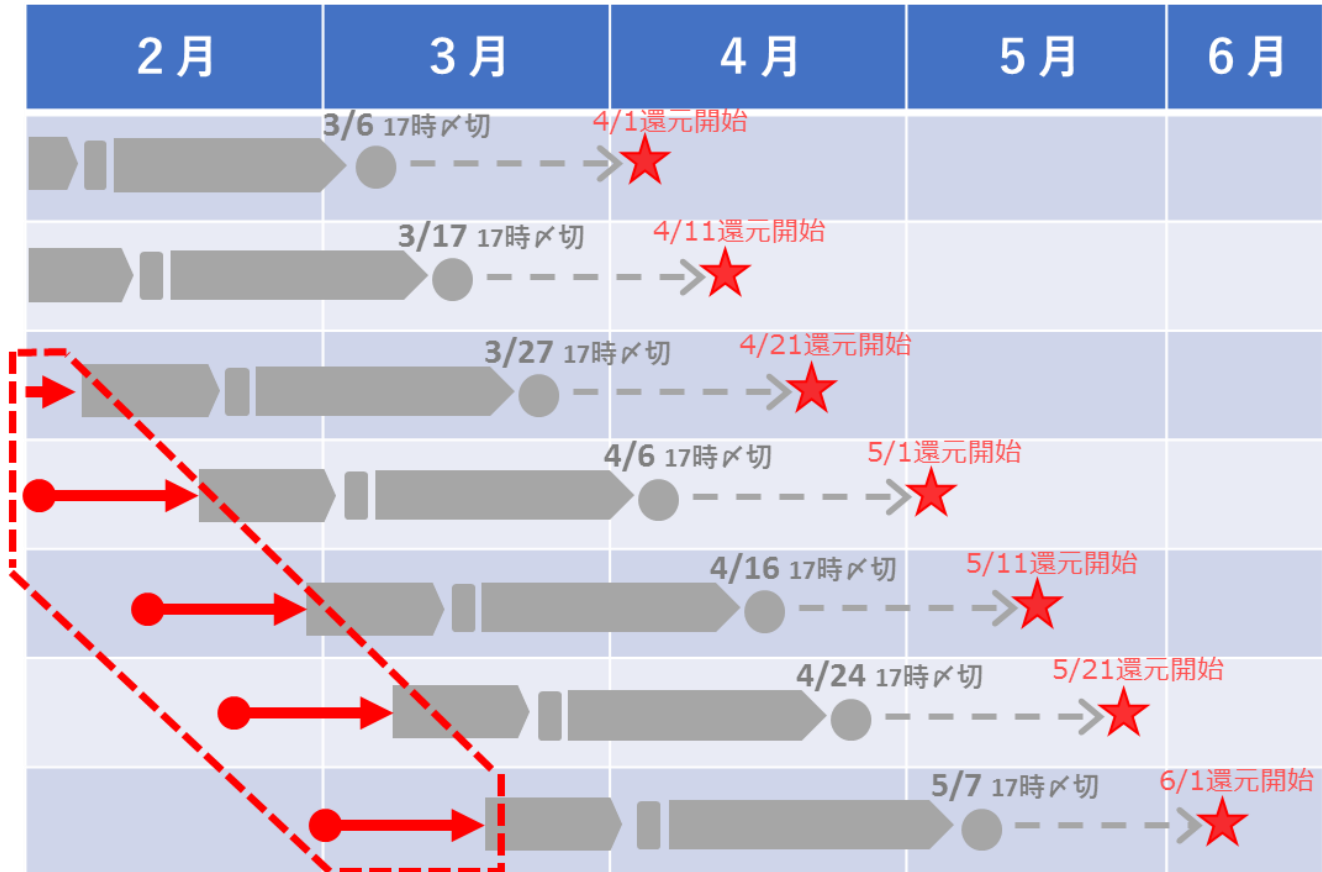
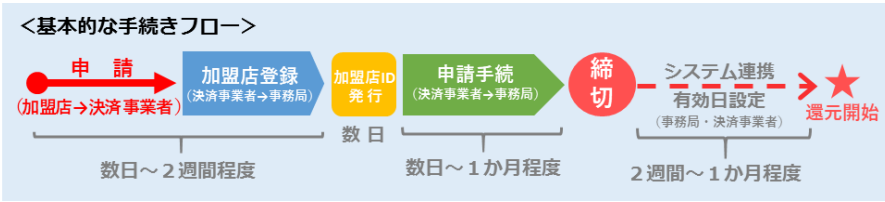
※イメージ

店舗毎の対象決済手段が掲載

キャッシュレス・ポイント還元事業各種締日/消費者還元開始日スケジュール



- ポイント還元事業における決済事業者は、4月末までに事務局へ申請を完了し、5月末までに店舗に決済端末を設置する必要があります。
- このため、決済事業者によっては、店舗からの受付を3月前後に締め切るものがありますので御注意ください。スケジュールについては決済事業者により異なりますので、事業ホームページ(<https://cashless.go.jp/franchise/settlement-company-typeB.html>)や各決済事業者のホームページ等を御確認ください。



※ 店舗から決済事業者への申請は3月前後に締め切るものが多いので御注意ください。

(参考) 複数のクレジットカード会社と契約している加盟店の皆様へ

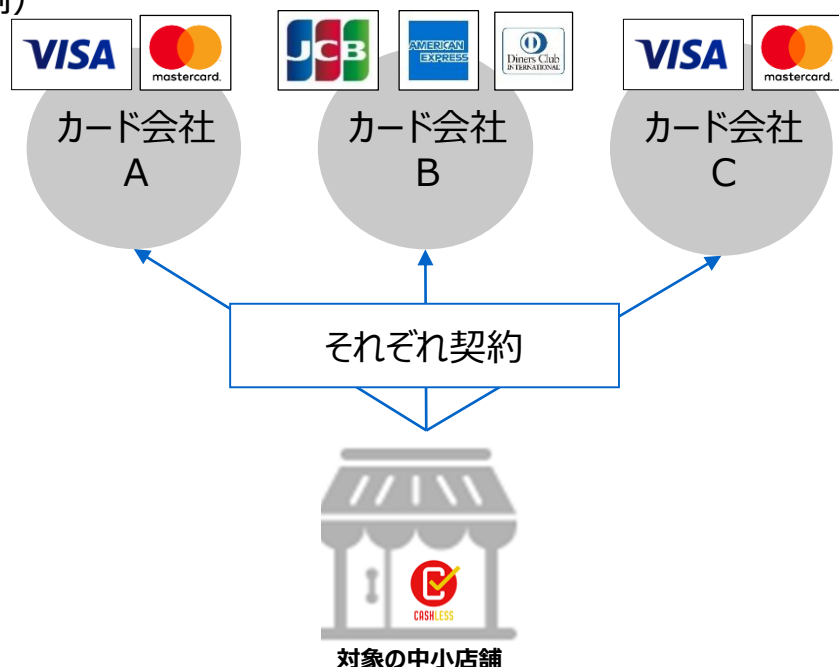


- ・ 同一国際ブランドで複数のクレジットカード会社と加盟店契約している場合、原則、全てのクレジットカード会社に連絡し加盟店登録を行ってください。
- ・ 対象となっているクレジットカードで、消費者還元ができない場合があります。

2社以上とクレジットカード加盟店契約を行っている場合、**全ての決済事業者からの加盟店登録が必要です。**

例えば、以下のような契約を行っている場合、**A社、B社、C社**
全ての決済事業者からの加盟店登録が必要です。

(例)



よくあるご質問



VISA/Masterで**A社・C社と契約**しています。**加盟店登録はA社**としか行っていませんが、VISA/Masterで登録していますので、VISA/Masterブランドで対象となっているクレジットカードはすべて消費者還元されるのではないのでしょうか？

A社でVISA/Masterで加盟店登録していたとしても、**C社が管理しているクレジットカードでは消費者還元を行うことができません。**すぐにC社に連絡し、加盟店登録依頼を行ってください。



全てのクレジットカードブランドを**1社の決済代行業者と契約**しています。この場合は、対象クレジットカードはすべて還元されますか？

決済代行業者1社との契約のみであれば、対象クレジットカードは**すべて還元**されます。





CASHLESS

日本どこでも
このマークのお店なら
キャッシュレスで
最大**5%還元**

キャッシュレス・消費者還元事業

消費者還元期間：2019年10月～2020年6月

ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け
(キャッシュレス・消費者還元事業)



0570-000655
(IP電話等用) 042-303-4203

受付時間 平日10:00～18:00(土・日・祝日を除く)

※上記の受付時間外は自動音声対応となります。

事業ホームページ <https://cashless.go.jp/>



— ご注意ください!! —



ID・パスワード・口座番号等の個人情報の取扱いには御注意を！
電話でお聞きすることはありません。
ショッピングサイトの決済画面が改ざんされる事案も増えています。

【参 考】
キャッシュレス・ポイント還元事業に参加している
店舗や商店街の声

参加店舗による現場の声【北海道】



北海道札幌市 小売業（スポーツ用品）

- ・キャッシュレス決済比率は、約20%（7月から9月までの3カ月における平均）であったが、10月はひと月で約40%となっている。
- ・高額商品が多いため、従来からクレジットカード利用者が多かった。10月以降、QRコード決済（売上金ベース）が、一定の割合を占めている（10月:7%、11月:14%、12月:8%）。
- ・ポイント還元がその場で確認できるため『お得になったと実感する』という声を聞いている。



北海道札幌市 小売業（菓子製造）

- ・キャッシュレス比率について、ポイント還元事業開始前は、10%程度であったが、10月以降40%程度となり、日によっては50%以上となる。
- ・手数料が高いため、これまで、キャッシュレス決済導入を見送っていたが、『クレジットカードは使えないの？』といった声が寄せられ、キャッシュレス決済を導入した結果、支払方法が多様化し、顧客満足度の向上につながったと実感している。
- ・クレジットカード利用者は、現金払いの消費者よりも、1品、2品多く購入する印象。
- ・外国人客も多く、ほぼキャッシュレス決済。



参加店舗による現場の声 【青森県】【岩手県】



青森県五所川原市 飲食業

- ・10月に入りほぼ毎日キャッシュレス決済の利用がある。
- ・1日2,3回あった両替の頻度が1回ほどに減った。レジの対応時間が大幅に減ったことで、仕込みなどに時間を充てることができている。
- ・新規顧客の獲得に繋がり、売上が増加した。また、ポイント還元をやっているお店を選んで来店しているという声を聞く。
- ・県外や外国人の観光客によるキャッシュレス決済が増えた。
- ・年配の方にもキャッシュレスで決済頂いている。



岩手県久慈市 駅前商店街 宿泊業

- ・キャッシュレス利用が3割から5割に増加(9月⇒10月)。
- ・従前からクレジット払いのお客様は多いが、ポイント還元の恩恵があるという理由でクレジットカード払いする客が増加。
- ・クレジットで支払うお客様の半数がポイント還元事業の対象店舗かお聞きになる。
- ・消費税引上げ分(2%)を価格転嫁したが、ポイント還元があるためか、お客様から値上げについて問われることはない。
- ・ポイント還元事業に参加したことによって、手数料料が下がり(5%⇒2.5%)、単価当たりの入金が増えた実感がある。



参加店舗による現場の声 【岩手県】



岩手県宮古市 宮古市魚菜市場 小売業 (食料品)

- ・キャッシュレス決済は、9月まで10%、10月以降30%へ増加。
- ・9月まではクレジット決済が主流（8人／10人）だったが、10月以降は交通系電子マネー（Suica）の割合が増加。
- ・1人当りのレジ対応時間が、現金払いに比べて半分に短縮。
- ・ポイント還元事業開始後の10月以降、観光客の客単価が30%増加した(前年比)。
- ・キャッシュレス利用できるか聞かれることが増え、キャッシュレス決済だから購入した消費者も見受けられ、買い物の動機付けになっている印象がある。



岩手県一関市 大町商店街 小売業 (物産館)

- ・キャッシュレス比率は、1%台（19年6～9月）から10%台（19年10月）となった。
- ・キャッシュレス利用者は、1ヶ月当たり200人～300人（19年6～9月の平均）だったが、19年10月だけで1,546人に増加。
- ・消費者が電子マネーの利用に慣れていないため、現状、会計時間の短縮にはつながっていないが、今後、時短につながることを期待している。
- ・ポイント還元事業をきっかけに、キャッシュレス決済（クレジット、電子マネー）を導入したところ、客単価が200円増加した（現金@900円⇒キャッシュレス決済@1,100円）。
- ・ポイント還元事業に参加したことで、他店への顧客流出の防止になっている。



参加店舗による現場の声【岩手県】【宮城県】



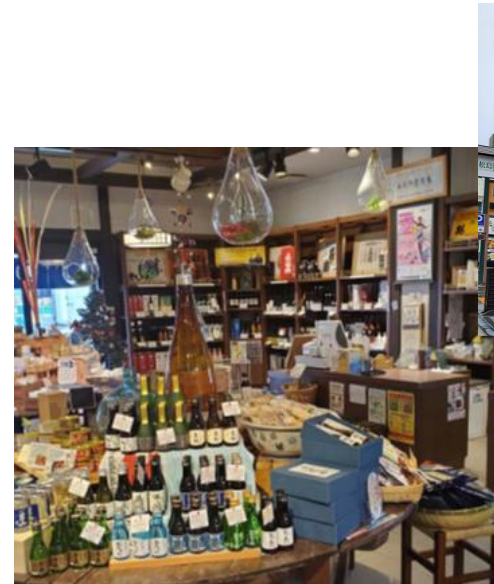
岩手県二戸市 小売業（物産館）

- ・10月以降、ポイント還元事業のポスターを見て、キャッシュレス決済するお客様が増加した。
- ・10月のキャッシュレス決済比率は約20%。
- ・キャッシュレス決済額は、9月まで前年並みだったが、ポイント還元事業が始まった10月以降は前年比2倍近く増加（10月182%、11月186%、それぞれ前年比）。
- ・9月までは主に2～3,000円以上の買い物客がキャッシュレス決済を利用していたが、10月以降は2～300円の少額商品でも利用が増えている（QR決済）。



宮城県松島町 松島海岸通り商店街 小売業（酒販売）

- ・キャッシュレス決済額は2割台（19年9月以前）から3割超（19年10月）に増えた。
- ・キャッシュレス利用回数は、1ヶ月当たり最大300回（19年9月以前）だったが、1ヶ月当たり520回（11月）に増えた。
- ・電子マネー決済は、客一人当たりのレジ時間が大幅短縮。
- ・ポイント還元事業に参加したことで、少額商品（200円～300円）を交通系電子マネーで購入する客が増加。
- ・外国人のクレジットカード利用者が増加した。



参加店舗による現場の声 【山形県】



山形県上山市 上山市駅前商店会 小売業 (衣料品)

- ・お客様の利便性向上のため、今回、電子マネーやQRコード決済も導入し、ポイント還元にも参加。
- ・学生服を購入される客層で、QRコード決済の支払いが増えている。
- ・年配の方もクレジットカードなど使用される。



山形県上山市 かみのやま温泉 宿泊業

- ・キャッシュレス比率（金額ベース）は、1.5~2倍になっている。
- ・ポイント還元導入後、事前のカード決済が増えたことにより、キャンセル件数が少なくなったことが良かった。



山形県上山市 上山市駅前商店会 小売業 (菓子製造)

- ・ポイント還元事業開始後、電子マネーを利用する客が増加。
- ・両替の回数は減った。取り扱う現金は少ない方が経理事務の上でも助かる。



参加店舗による現場の声 【山形県】



山形県上山市 上山市駅前商店会 小売業 (花き販売)

- ・ポイント還元事業開始後、キャッシュレス比率は数%増加。
- ・キャッシュレスは若者だけでなく、年配の方も利用している。使用されているキャッシュレス決済手段はクレジットと電子マネーが半々の割合。
- ・もともとキャッシュレス決済の要望があったので、消費者の方には、喜ばれている。



山形県上山市 上十日町商店会 飲食兼小売業

- ・ポイント還元事業開始後、ランチの支払いでQRコード決済が増えた。特に若い方が利用する。さらに、新規客の来店があった。
- ・店頭での電子マネーの利用客は、1ヶ月当たり4～5人程度。
- ・お客様の要望もあるため、来年6月以降もキャッシュレスを続ける予定。



参加店舗による現場の声 【福島県】



福島県いわき市 平三町目商店会 飲食業

- ・キャッシュレス決済数は10月には2倍に増加。また、注文数が1～2品増えた印象。
- ・インバウンド客に対する会計がスムーズになった。
- ・ポイント還元事業を契機にPOSレジを導入したところ、アルバイトスタッフでも簡単にキャッシュレス決済が出来る。さらに、売上の分析も出来るようになった。



参加店舗による現場の声 【神奈川県】【静岡県】



神奈川県横浜市 飲食業

・9月まで、ほとんどキャッシュレス決済が無かったが、10月以降は売上全体の90%がキャッシュレス決済になった。

・レジ補助で導入した最新式のレジにより、現金が少なくなったため、非常に効率的になり、楽になった。

・年配の方もキャッシュレス決済をする方が出てきた。



神奈川県茅ヶ崎市 飲食業

・両替頻度は若干減少した。

・仕入のために現金を下ろす機会が減少した。



静岡県静岡市 小売業（インテリア雑貨）

・10月以降、多い日は約3割がキャッシュレスによる会計。

・少額決済のキャッシュレス決済が増えた。



静岡県熱海市 小売業（土産）

・両替に行く頻度が週3～4回から週1回に減少した。

・現金を扱う頻度が少なくなり、レジ精算時の計算間違いが減少した。

・10月のキャッシュレス比率は24.7%となり、前年度比2.3倍増となった。

・レジ締めにかかる時間が減少した。



参加店舗による現場の声 【石川県】【愛知県】



石川県加賀市 小売業（食料品）

- ・ポイント還元事業開始前は5%程度であったキャッシュレス決済比率が、10月以降は12%程度に増加。
- ・ポイント還元事業開始後は、高額商品はクレジットカードの利用が多く、少額商品はQRコードや交通系電子マネーを利用をするお客様が増加。
- ・10月以降は、予め準備をする釣銭が2割程度減少した。



石川県金沢市 小売業（スーパーマーケット）

- ・10月以降、キャッシュレス決済される金額が3～5倍に増加。



愛知県名古屋市 小売業（土産）

- ・9月以前はキャッシュレス決済比率10～15%程度だったが、ポイント還元事業開始以降は、20%程度に増加。
- ・売上データの把握が早く、楽になった。
- ・商店街全体で国内外の旅行者が増えており、当店の客数や売上も増加傾向である。



愛知県安城市 小売業（食料品）

- ・ポイント還元事業開始前は1日の利用者数は1桁だったが、事業開始後は2桁に増加。年配客もQRコード決済を使う人が増えた。
- ・釣銭用の両替のために、銀行へ行く頻度が減った。両替には手数料がかかるので、キャッシュレス決済利用が増えることで、週に1度の両替で十分になった。



参加店舗による現場の声 【愛知県】【大阪府】



愛知県瀬戸市 小売業（陶器）

- ・9月末までは現金のみを取り扱う店舗であったが、ポイント還元事業開始をきっかけに導入を決めた。
- ・クレジットカード決済を導入したところ、10月末時点でキャッシュレス決済比率が30%～40%程度となった。
- ・地域外から来た外国人や若者は、「ここでも使えるんだね。」と立ち止まってくれるようになり、売上への効果を実感している。



大阪府大阪市 あびこ中央商店街 サービス業（写真店）

- ・10月より一部値上げに踏み切ったが、売上は10%強増加。ポイント還元への意識の強さが感じられた。
- ・ほとんど全てのキャッシュレス決済手段に対応しておいてよかった。QRコード決済の比率が高くなると予想していたが、実際は満遍なく利用されている。
- ・レジ周りのレイアウトを工夫したことで、オペレーションが改善され、業務を効率化することができた。
- ・キャッシュレス決済の利用方法を理解しているお客様がほとんどで、質問などはなくスムーズに決済ができている。



参加店舗による現場の声【広島県】【愛媛県】



広島県庄原市 東城町商工会 小売業

(スーパーマーケット)

- ・9月時点で**13%**だったキャッシュレス決済比率（金額ベース）が、12月以降には**53%まで上昇**した（4月時点：5.5%）。
- ・ポイント還元事業をきっかけに、**客単価が2%増え、カード会員数が1ヶ月で6%増えた。**
- ・両替えに行く回数が1日あたり**5回から2回程度に減少。**
1人当たりの**精算時間もキャッシュレスで現金の半分に。**
（20秒→10秒）
- ・お客様から**「便利になったね。」と喜びの声**をいただいている。



愛媛県松山市 飲食業

- ・キャッシュレス決済利用者は2019年9月末時点に比べ、10月末時点で**約2倍に増加**。11月末時点も同水準で推移。
- ・決済までの時間が短縮され、**釣銭の補充回数が減少**した。それにより、お客様に注文をいただいてから**オーダーを通すまでの時間が短縮**された。
- ・**多人数での来店が増え、1回あたりの決済金額も増加**につながった。**ポイント還元事業により、来客数が増加**した。
- ・特に**QRコードでの決済に関する質問が増加し、利用に当たってのサポートが増えた。**



参加店舗による現場の声 【福岡県】【熊本県】【沖縄県】



福岡県福岡市 小売業（ホームセンター）

- ・キャッシュレス決済比率が18%(8月)から30%(11月)に増加。さらに、平日に比べて、土日祝日が5%高い。
- ・キャッシュレス決済の客単価は現金より10%程高い。また、1000円未満はQRコード決済、1000円を超えるとクレジットカード決済が多くなる傾向がある。
- ・キャッシュレス決済に戸惑うお客様に対応するため、各店にキャッシュレス決済サービススタッフを配置したところ、お客様からの反応も良好。



福岡県福岡市 小売業（ふとん）

- ・キャッシュレス利用者は1回あたりの決済額が大きいので売上に効果がある。
- ・クレジットカード・電子マネーの比率が、42%(9月)から52%(10月)に増加。
- ・お客さんからQRコード決済の使い方の相談が多く寄せられ、店員が喜んで対応している。



沖縄県宜野湾市 小売業（スーパーマーケット）

- ・ポイント還元事業をきっかけに全18店舗で電子マネーを導入。
- ・消費単価が現金決済に比べて約44%増加。
- ・一部の店舗では、レジの現金回収/補充業務が2回から0回になり、生産性が向上した。
- ・11月のキャッシュレス利用率は、金額ベースで前月比3.7%増、人数ベースで前月比2.5%増加。
- ・従業員からは、「ポイント還元事業がカード加入を促進している。」「キャッシュレスにより消費単価もあがり、導入してよかった。」といった声が挙がっている。





広島県庄原市 東城町商工会

- ・地域住民（65歳以上の人口は約47%）の9割に当たる約6,700人がほろかカード（電子マネー）を保有。
- ・東城町にある約140店舗の内、55店舗でほろかカードを利用できる。
- ・ほろかカードによるキャッシュレス決済比率は、金額ベースで52%、決済回数ベースで46%（いずれも2020年1月の実績）



広島県廿日市市 宮島表参道商店街

- ・商店街説明会をきっかけにQRコード決済を導入した。
- ・外国人はほぼクレジットカード払いで、1回の決済額が大きいため、端末を導入してよかった。



熊本県阿蘇市 阿蘇市商工会

- ・キャッシュレス利用者は1回あたりの決済額が大きいので売上に効果がある（交通系ICカードの利用が増加）。
- ・外国人観光客から必要とされていることを実感。
- ・10月まではキャッシュレス決済は少なかったが、11月時点では、1割程度に増えた。ウェブサイトにおける事前決済を含めるとキャッシュレス比率は50%を超える。

